

平成 2 1 年度 福祉保健センター利用料金一覧表

(単位:円)

利用時間区分 施設名		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
会議室1	平日	700	900	1,300	1,500	2,200	2,400
	特別日	900	1,100	1,500	1,900	2,800	3,100
会議室2	平日	500	600	900	1,000	1,400	1,500
	特別日	650	750	1,100	1,300	1,800	1,900
集会室1	平日	700	900	1,300	1,500	2,200	2,400
	特別日	900	1,100	1,500	1,900	2,800	3,100
集会室2	平日	500	600	900	1,000	1,400	1,500
	特別日	650	750	1,100	1,300	1,800	1,900
ホール	平日	11,000	14,300	22,000	25,300	36,300	40,700
	特別日	13,200	17,600	26,400	30,800	44,000	48,400

※会議室及び集会室に、新たに特別日料金が設定されました。

備考

- 1 この表において「特別日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第179号）に規定する休日をいうものとし、「平日」とは特別日以外の日をいう。
- 2 ホールの舞台部分のみを利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の30に相当する額とする。
- 3 ホールを練習のため利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の70に相当する額とする。
- 4 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は商品等の展示、宣伝若しくは販売の目的で利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の100に相当する額を別に加算する。
- 5 市外居住者が利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の30に相当する額を別に加算する。ただし、市外居住者のうち、明石市、加古川市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町及び播磨町の居住者については、この限りではない。
- 6 利用者が許可を受けた利用時間区分を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間につき、当該利用時間区分に係る利用料金の100分の30に相当する額を別に加算する。この場合において、超過し、又は繰り上げた時間が1時間に満たない端数時間がある場合の計算は、30分以上1時間未満のときはこれを1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 7 冷暖房又は暖房を利用するときは、当該利用時間に係る平日の利用料金の100分の50に相当する額を別に加算する。
- 8 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。